

天理市公告第 44 号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の規定に基づき定めた天理農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

令和8年7月31日

天理市長 並 河 健

1. 変更後の農業振興地域整備計画書写しの縦覧場所

天理市役所環境経済部農林課
天理市川原城町 605 番地